

第四章 構成

第四條 本党は党的宣言綱領規約に賛成したる同志を以て構成す。

第五章 機関

第五條 本党は左の機関を置く

一大會

二 大會

三 委員会

第六條 大会は党的決議機関にして代議員及本部役員を以て構成す。

第七條 大会は毎年一回執行委員会を召集し議長及副議長は大会より之を選舉す、但一執行委員会は執行委員三分の二以上の要求ありたる時は常時大會を開催することを得。

第八條 大会代議員は各支部より選出するものにして党員名毎大一

とす、

第九條 大会の議事は大会代議員の過半數を以て之を決す、

但し可否同数ならくは議長之を決す、

第十條 大会は執行委員長一名執行委員若干名を選出するものとす、

二、執行委員會

第十一條 執行委員会は党的執行機関にして執行委員長執行委員書記長会計を以て構成す、

第十二條 執行委員会は大会に対する責任を負ふものとす、

第十三條 執行委員会は必要に応じ組織宣傳教育調査産業國際出版議会計策等の部門を設くることを得、

第十四條 執行委員会は書記長及会計を選任す、

三、委員

第十五條 委員会は大会より次期大会まで至る議決機関として委員及本部役員を以て構成す、

第十六條 委員由各支部より党員

名毎に一名の割合を以て之を選出す、

第六章 役員

第十七條 本党は左の役員を置く